

一部事務組合下北医療センターむつ総合病院再建事業  
基本設計業務委託

特記仕様書

一部事務組合下北医療センターむつ総合病院

1 委託業務の名称  
一部事務組合下北医療センターむつ総合病院再建事業基本設計業務委託

2 委託場所  
むつ市金谷一丁目及び小川町一丁目地内

3 委託期間  
契約締結日の翌日から令和9年2月26日（金）まで

#### 4 設計概要

##### (1) 新病棟建設工事

- |            |  |
|------------|--|
| ① 用途       | 総合病院（国土交通省告示第8号別添二第十号第2類）  |
| ② 工事種別     | 増築工事   |
| ③ 施設条件     |  |
| ア 病床数      | 約250床（全室個室）  |
| イ 延床面積     | 約19,200㎡（渡り廊下含む）   |
| ウ 耐震安全性の分類 | ・構造体 : I類相当<br>・建築非構造部材 : A類<br>・建築設備 : 甲類<br>主たる建築物については免震構造を採用 |
| エ 主要構造部    | 提案による  |
| オ 必要諸室     | むつ総合病院再建基本計画を参考にすること   |
| カ 準備工事     | 新病棟の建設に備え、病院機能を継続するための設備計画を含む                                    |
| キ その他      | ZEB Oriented(ゼブオリエンテッド)の採用                                       |

##### (2) 既存建物改修工事

- |          |  |
|----------|--|
| ① 用途     | 総合病院（国土交通省告示第8号別添二第十号第2類）  |
| ② 工事種別   | 改修工事   |
| ③ 主な改修内容 | ・東診療棟、西診療棟内部の地下1階～地上2階の一部改修<br>（新病棟へ付帯施設移設後スペースの利活用とし基本設計の中で協議）<br>・新病棟及び解体建物による接続部改修<br>・新病棟増築による既存不適格部分の既存遡及改修 |

##### (3) 外構工事

新病棟周辺外構工事

- |                         |
|-------------------------|
| ① 既存施設解体後の外構工事（駐車場整備含む） |
|-------------------------|

##### (4) 既存建物解体予定の施設概要

- |  |
|--|
| ① 病棟 : SRC 造地下2階、地上8階、塔屋1階建・延床面積 : 12,027㎡ |
| ② RI 貯留槽棟 : RC 造平屋建・延床面積 : 40㎡             |
| ③ 浄化槽 : RC 造地下躯体あり・床面積 : 約450㎡（※現在使用していない） |
| ④ 別館 I : RC 造2階建・延床面積 : 849㎡               |

- ⑤ 感染病棟：RC造2階建・延床面積：429㎡
- ⑥ 別館Ⅲ：RC造2階建・延床面積：696㎡
- ⑦ 渡り廊下（2）：S造平屋建・延床面積：211㎡
- ⑧ 自家発電機室：S造平屋建・延床面積：123㎡
- ⑨ ごみ小屋：S造平屋建・延床面積：25㎡
- ⑩ マニホール棟：RC造平屋建・延床面積：50㎡
- ⑪ カルテ庫（2）：S造平屋建・延床面積：193.77㎡

(5) 概算事業費限度額

- ① 新病棟建設工事費 221～276億円
- ② 総事業費 298～364億円（新病棟建設工事、既存棟改修工事、解体工事、外構工事及び駐車場整備工事、医療機器等購入費、移転費、業務委託費（再建基本計画、設計、工事監理開院院支援、コンストラクション・マネジメント業務等））

※概算事業費限度額は消費税及び地方税10%含む

(6) 敷地概要

むつ総合病院再建基本計画による

(7) 建設予定工期

むつ総合病院再建基本計画による

6 業務内容

委託の対象とする設計は、建築士法(昭和25年法第202号)第2条第6項及び第7項によるものとし、業務内容は次のとおりとする。

(1) 基本設計

- ① 建築(総合)基本設計に関する標準業務
- ② 建築(構造)基本設計に関する標準業務
- ③ 電気設備基本設計に関する標準業務
- ④ 機械設備基本設計に関する標準業務
- ⑤ 既存改修基本設計に関する標準業務
- ⑥ 外構基本設計に関する標準業務

(2) 追加業務の内容及び範囲

- ① 概略工事工程表の作成（準備工事、新病棟工事、渡り廊下工事、改修工事、解体工事、外構工事の全体工程）建築物の利用に関する説明書の作成
- ② 設備基本スペックの検討
- ③ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との事前協議
- ④ 法令上必要になる各種申請に用いる資料の作成及び手続き業務
- ⑤ 開発許可申請に関する事前協議
- ⑥ 景観法に関する法律等、必要になる諸条件の整理及び検討業務
- ⑦ Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の手続きに伴う検討業務（ZEB認定機関との事前協議等含む）
- ⑧ 基本設計段階におけるライフサイクル評価手法を用いたLCC、LCC02等の算出、評価、検討
- ⑨ 基本設計段階における高熱、使用水量等の算定資料作成
- ⑩ BEMSの導入に関する検討業務
- ⑪ 概算工事費の算出及び算定根拠の提示と説明（中間及び完了時、そのほか発注者の指示があった場合）

- ⑫ コスト縮減検討報告書の作成（採用した事項及び縮減効果等のとりまとめ）
- ⑬ 公的補助事業の各種補助金（助成金含む）等の届出手続き等に係る資料作成
- ⑭ 建築物の防災に関する計画の作成に関する業務
- ⑮ 増築する上で、法令上の既存不適部分の遡及計画及び基本設計業務
- ⑯ BCPに関する検討業務
- ⑰ 積雪、融雪に関する検討業務
- ⑱ 環境への配慮に関する検討業務
- ⑲ 防犯に関する検討業務
- ⑳ 消防法上及び建築基準法上の危険物に該当する取扱、貯蔵量、種別区分のとりまとめ及び協議透視図の作成（詳細は後述の「10 成果物」による）
- ㉑ 簡易模型（詳細は後述の「10 成果物」による）
- ㉒ CGアニメーションの作成（詳細は後述の「10 成果物」による）
- ㉓ 日影図（等時間日影図、時刻日影図）の作成
- ㉔ 上下水道、ガス、電気、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ業務
- ㉕ インフラ接続に係る施設及び必要設備の基本設計業務
- ㉖ 既存資料を利用し、解体工事概算工事費の作成及び解体工事全体計画書の作成
- ㉗ 改修基本設計図書・改修工事概算工事費の作成及び改修工事全体計画書の作成
- ㉘ 外構基本設計図書（駐車場整備・立体駐車場含む）、外構概算工事費の作成及び外構工事全体計画書の作成
- ㉙ 工事区分表の作成
- ㉚ 関係各所との設計内容の合意形成のための資料作成、説明会、会議等への出席
- ㉛ 近隣住民説明会の説明補助及び資料作成
- ㉜ 関係官庁との協議
- ㉝ 基本設計概要版等各種広報資料の作成
- ㉞ その他調査職員の指示による

## 7 業務の実施

### (1) 一般事項

- ① 基本設計業務は、提示された条件及び適用基準に基づき行う。
- ② 受注者は、基本設計業務の成果を基本設計図書等にまとめ、発注者の確認を得ること。
- ③ 「働き方改革に配慮した建築設計業務委託のためのガイドライン」（令和2年10月）を踏まえ、手戻り防止のための設計業務のプロセス管理に努めるものとする。

### (2) 適用基準等

特記なき場合は下記による。

- ① 技術・性能・仕様等
  - ・ 公共建築工事標準仕様書（建築・電気・機械） （令和7年版）
  - ・ 公共建築木造工事標準仕様書 （令和7年版）
  - ・ 公共建築設備工事標準図（電気・機械） （令和7年版）
  - ・ 建築設計基準 （令和6年版）
  - ・ 建築設計基準の資料 （令和6年版）
  - ・ 建築構造設計基準 （令和3年版）
  - ・ 建築構造設計基準の資料 （令和3年版）
  - ・ 建築設備計画基準 （令和6年版）
  - ・ 建築設備設計基準 （令和6年版）
  - ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築・電気・機械） （令和7年版）
  - ・ 建築物解体工事共通仕様書 （令和4年版）

- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 (平成25年版)
- ・官庁施設の環境保全性基準 (令和7年版)
- ・構内舗装・排水設計基準 (平成27年版)
- ・構内舗装・排水設計基準の資料 (平成27年版)
- ・青森県福祉のまちづくり条例 (整備マニュアル) (平成11年3月版)
- ・青森県公共事業景観形成基準 (及びガイドプラン) (平成9年2月版)
- ・青森県景観色彩ガイドプラン (平成12年3月版)
- ・建築工事設計図書作成基準 (令和2年版)
- ・建築工事設計図書作成基準の資料 (令和2年版)
- ・建築設備工事設計図書作成基準 (令和6年版)
- ・営繕事業のプロジェクトマネジメント要領 (平成25年版)
- ・官庁施設の基本的性能基準 (令和6年版)
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準 (平成18年版)
- ・むつ市ユニバーサルデザイン推進プラン (令和8年3月版)
- ・建築設備耐震設計・施工指針 ( (一財) 日本建築センター) (2014年版)
- ・空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン (平成22年版)
- ・排水再利用・雨水利用設備計画基準 (平成28年版)
- ・敷地調査共通仕様書 (令和4年版)
- ・防犯に配慮した設計ガイドライン (平成16年版)
- ・官庁施設におけるクールビズ/ウォームビズ空調システム導入ガイドライン (平成21年版)
- ・建築物のライフサイクルコスト (令和5年版)
- ・むつ市景観条例 (令和3年版)
- ・病院関係者のための電気設備・情報通信設備・医療ガス設備ガイドブック (令和4年版)
- ・病院電気設備の設計・施工指針 (令和5年版)
- ・JIST1022 病院電気設備の安全基準 (令和5年版)
- ・改定医療福祉施設 計画・設計のための法令ハンドブック (平成30年版)
- ・病院設備設計ガイドライン (電気設備編) (HEAS-04-2021)
- ・病院設備設計ガイドライン (空調設備編) (HEAS-02-2022)
- ・病院設備設計ガイドライン (衛生設備編) (HEAS-03-2021)
- ・病院設備設計ガイドライン (BCP 編) (HEAS-05-2012)
- ・病院設備設計ガイドライン (BCP 編) 実践マニュアル (HEAS-05-2014)

② 積算等適用基準

- ・公共建築工事積算基準 (令和5年版)
- ・公共建築工事標準単価積算基準 (令和7年版)
- ・公共建築数量積算基準 (令和5年版)
- ・公共建築設備数量積算基準 (令和6年版)
- ・公共建築工事共通費積算基準 (令和7年版)
- ・公共建築工事積算基準等資料 (令和7年版)
- ・建築設備設計計算書作成の手引 (令和6年版)
- ・むつ市まちづくり推進部建築工事積算基準 (令和7年版)
- ・むつ市まちづくり推進部建築工事共通費積算基準 (令和7年版)
- ・むつ市まちづくり推進部建築工事単価等決定要領 (令和7年版)

※適用基準は関係法令のほか、上記基準等によるものとし、特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。なお、上記に記載の制定・発行年にかかわらず最新版が存在するものについては、当該最新版を適用する。適用基準等に疑義が生じた場合は協議による。

### (3) 業務計画書の提出

業務計画書には、次の事項を記載し、契約締結後14日以内に業務計画書を作成のうえ、発注者に提出し承認を受けること。

なお、プロポーザル方式により設計業務を受注した場合には、技術提案書に記述した提案については、原則として業務計画書に記載すること。

- ① 実施工程表（基本設計の説明並びに検査予定他）
- ② 管理技術者
- ③ 業務実施体制
- ④ 協力者等がある場合は、協力者の概要、担当する業務内容及び主任担当技術者
- ⑤ その他、調査職員が必要に応じ指定する事項

※記載内容に追加及び変更が生じた場合には、速やかに発注者に変更業務計画書を提出し、承認を受けること。

### (4) 業務実績情報の登録

受注者は、契約金額が100万円以上の業務について、業務完了後速やかに公共建築設計者情報システム（PUBDIS）利用規約に基づき業務カルテを作成し調査職員の確認を受けること。また、確認後の業務カルテを（一財）公共建築協会へ提出の上業務カルテ受領書を受け取り、業務完了後10日以内にその写しを調査職員に提出すること。

### (5) 貸与資料等

- ① むつ総合病院再建基本計画（令和8年4月策定）
- ② 既存建築物設計図書一式
- ③ 地質調査資料一式
- ④ 敷地測量図一式
- ⑤ 既存建物アスベスト調査資料一式
  - ・貸与された資料は、紛失、汚損しないよう取り扱うものとし、これを公表、貸与し、又は複製してはならない。
  - ・貸与された資料については、履行期限までに発注者に返却すること。
  - ・業務を進めるにあたって必要な資料については、発注者と協議により貸与する。

## 8 管理技術者等の資格要件

業務の実施にあたっては、以下の資格要件を有する管理技術者等を適切に配置した体制とする。なお、「管理技術者等」とは、管理技術者、主任担当技術者及び協力者等を総称している。

### (1) 管理技術者

管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士
- ② 8年以上の実務経験（建築士法施行規則第1条の2に定める内容をいう。以下同じ）を有すること。
- ③ 管理技術者は、建築（総合）分野の主任担当技術者を兼務してよいこととする。
- ④ 公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の設計業務を実施した経験を有すること。
- ⑤ 実務経験として延床面積10,000㎡以上又は200床以上の病院の新築又は増築の基本設計業務を平成23年4月以降に完成させた実務経験を有すること。

### (2) 主任担当技術者

主任担当技術者の資格要件は次による。なお、受注者が会社その他法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- ① 主任担当技術者は、次の分担業務分野毎に1名以上配置するものとする。
    - ア 建築（総合）：一級建築士
    - イ 建築（構造）：構造設計一級建築士
    - ウ 電気設備：設備設計一級建築士又は建築設備士
    - エ 機械設備：設備設計一級建築士又は建築設備士
  - ② 5年以上の実務経験を有すること。
  - ③ 主任担当技術者は、次の分担業務分野に限り兼務してよいこととする。
    - ア 建築（総合）と建築（構造）
    - イ 電気設備と機械設備
  - ④ 公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の設計業務を実施した経験を有すること。
  - ⑤ 実務経験として延床面積10,000㎡以上又は200床以上の病院の新築又は増築の基本設計業務を平成23年4月以降に完成させた実務経験を有すること。
- (3) 協力者の実務要件【電気・機械設備を再委託する場合】  
協力者の資格要件は次による。
- ① 次のうち、いずれかの資格を有すること。
    - ア 設備設計一級建築士
    - イ 建築設備士
    - ウ 技術士
    - エ 空気調和衛生工学会設備士
    - オ 1級電気・管工事施工管理技士
    - カ 第1・2・3種電気主任技術者
  - ② 5年以上の実務経験を有すること。
  - ③ 公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の設計業務を実施した経験を有すること。
- (4) 協力者【建築を再委託する場合】  
協力者の資格要件は次による。
- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士
  - ② 5年以上の実務経験を有すること。
  - ③ 公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の設計業務を実施した経験を有すること

9 打合せの記録

業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者と発注者は適宜打合せを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については受注者がその都度記録する。

記録は、速やかに作成し、相互に確認した上で、議事録として発注者に電子メールで送付すること。

10 成果物

提出物
1. 「基本設計説明書」
2. 「その他の成果物」
3. 「基本設計図書」

提出物	提出部数	大きさ	備考
-----	------	-----	----

「基本設計説明書」	3部	A3判	データ共
a. 業務体制・業務工程表			
b. 設計条件・設計方針			
c. 現地調査概要 (敷地形状及び既存建物等の配置状況、隣接道路・工事進入路状況、インフラ整備状況、敷地内進入経路・仮設物設置可能敷地、敷地内の工事支障物等の記録、写真)			
d. 基本計画概要			
e. 関係法令等への対応			
f. 建築に対する考え方 (ゾーニング、動線計画、諸室計画、仕上計画、敷地造成計画、外構計画、バリアフリー・ユニバーサルデザインへの取組、県産材使用方針、景観上の配慮、防災計画、日影図等)			
g. 構造に対する考え方 (耐久性の考え方、上部構造・基礎構造の各検討、地質概要、免震構造等)			
h. 電気設備・機械設備に対する考え方 (省エネ対策、冷暖房の対応、給水計画、便所計画、浄化槽検討等)			
I. 工事費概算(開発・造成関連含む)、概略設計計算書、維持費概算			
j. 既存建築物の解体、改修概略計画書の作成			
k. 各種検討書(ZEB検討書、イニシャルコストとランニングコスト、メンテナンス、ユニバーサルデザイン、環境配慮、長寿命化への検討等)			
l. その他必要資料			
「その他の成果物」	3部	A3判	データ共
a. 開発、敷地造成基本設計図書(敷地造成、給水、雨水排水、汚水、外構・公園緑地、防災、雨水調整池、その他必要な設計)			
b. 上記に関する工事費概算書			
c. インフラ調査報告書			
d. 概略工事工程表			
e. 透視図(外観2面、内観3面、鳥瞰1面程度)			
f. 簡易模型(縮尺1/500程度)			
g. CGアニメーション(2分程度、空間イメージがわかる表現とし、リアリティーは求めない)			
h. コスト縮減検討書			
i. 諸室リスト			
j. 発注者及び要求事項まとめ			
k. 基本設計内容と提案書との対応確認書			
l. BCP計画検討書			
m. デザイン(コンセプト・外観・内観等)説明書			
n. 発注者及び要求事項まとめ			
o. 各種行政関係協議議事録			
p. 各種検討及び調査等の記録書			
q. 各種技術資料			
r. 打合せ記録			

s. 工事区分表				
t. 提案書概要版				
「基本設計図書」	1 1. 設計図書参照	3部	A 3判	データ共

※ 工事内容又は工事費金額により必要としないものがあるので調査職員と協議による。

(1) 成果物

- ① 上記6の業務内容において作成した資料及びバックデータ等
- ② その他成果物に関連して必要な資料等

(2) 成果物の訂正

受注者は、提出した成果品の誤り又は訂正事項があった場合は、本業務終了後であっても、発注者と協議の上、受注者の負担において速やかに訂正し発注者へ再提出しなければならない。

(3) 成果物の帰属

成果物及び作業工程における印刷物や書類等に係る一切の権利は、発注者に帰属する。  
(個人情報に関するものも含む。) また、これらの成果物の第三者への提供や内容の転用については発注者の承諾を必要とする。

(4) 納品等

- ① 成果物は、製本3部、及び電子納品1部による。
- ② 電子納品は、以下のとおりとする。
  - ア CD-R、DVD-Rその他電磁的記録媒体に委託名称等を付して提出すること。
  - イ 電子データ：Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPointなどを使用して作成すること。
  - ウ 使用した写真データ（Jpeg形式）やCADデータについても、オリジナルデータを提出すること。（提出するデータ形式は、発注者と受注者双方の協議により決定する。）

1 1 基本設計図書

建築図（総合・構造）	電気設備図	機械設備図
計画説明・仕様概要書	電気設備計画説明・概要書	給排水衛生設備計画説明・概要書
仕上表（内外主要部）	単線結線図	給排水衛生設備主要機器表
面積表及び求積図	電気設備配置図（屋外設備図）	給排水衛生設備配置図
敷地案内図	インフラ図	（屋外設備図）
配置図	各種システム系統図	インフラ図
各階平面図	照明設備概要図	各種システム系統図
立面図	特殊設備概要図	空調換気設備計画説明・概要書
断面図	平面プロット図	空調換気設備主要機器表
日影図	（コンセント・LAN・TEL等）	機械室機器配置概要図
解体計画図	各種技術資料	空調換気設備主要機器表
平均地盤算定図	その他必要図面	機械室機器配置概要図
昇降機等計画説明・概要書		平面プロット図
外構計画図		（エアコン・給排水・医療ガス等）
基本構造図		各種技術資料
構造設計概要書		その他必要図面
伏図・軸組図		

仮定部材リスト		
各種技術資料		
その他必要図面		

- ※1 図面はA3判で判読可能な縮尺とする。
- ※2 改修工事においては、各図面の改修前と改修後の図面を作成すること。
- ※3 主要な医療機器、什器、備品等をプロットすること。
- ※4 別途発注との工事区分を明確とする図面、区分表等の資料を作成すること。
- ※5 工事内容又は工事費金額により必要としないものがあるので調査職員と協議による。

#### 1.1 検査

- (1) 業務が完了した時は、業務完了届を提出するとともに、成果物を提出し、発注者の検査を受けること。
- (2) 業務完了期限前であっても、発注者があらかじめ成果物の提出期限を指定した場合には、指定する期限までにその時点における成果物を提出し、検査を受けること。

#### 1.2 業務委託料の支払

業務委託料の支払は、委託業務の完了後に全額支払うものとする。

#### 1.3 受注者に求める基本的事項

- (1) 本業務を履行し得る十分な能力及び経験を有する人材を適正に配置すること。
- (2) 業務委託の実施に当たり随時の連絡に対応できる体制がとれること。
- (3) 仕様書に定めがなくても、当該業務の遂行に不可欠であると判断される事項があれば積極的に提案すること。
- (4) 「一部事務組合下北医療センター経営強化プラン」「むつ総合病院再建基本計画（令和8年4月策定）」「青森県地域医療構想」及び「下北半島都市圏広域的な立地適正化の方針」を業務遂行の念頭に置くこと。
- (5) 他医療機関の建替情報をはじめ、発注者との状況を比較分析するために必要な情報を積極的に収集、活用できること。

#### 1.4 本業務実施にあたっての注意事項

- (1) 本業務は、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 受注者は、業務の実施にあたっては、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受注者は、当該業務の進捗状況の報告として月初めに業務委託報告書を提出すること。
- (4) 本業務の一部を新たに再委託する場合は、予め発注者に再委託承諾申請書（任意書式）を提出し、発注者の承認を得ること。
- (5) 受注者は、発注者が要請する場合のほか、必要に応じて、業務遂行のための適切な調整及び検討を行うこと。
- (6) 発注者が提供する情報・資料等について、発注者の許可なく第三者に開示又は漏洩してはならない。業務完了後も同様とする。
- (7) 受注者は、医療施策、病院整備及び運営について相当な知識と技術を有する人員を適切に配置するとともに、自社の社員の中から管理技術者及び主任担当技術者を選任し発注者に報告すること。
- (8) 受注者は、本業務を実施するにあたり、設計支援業務としてコスト管理や品質管理等を総合的に行う、コンストラクション・マネジメント業務の受注者及び医療機器整備計画や運営計画支援等を行う、開院支援業務の受注者と別途契約を予定していることから、連携して設計業務

にあたること。また、相互の業務に必要な図面や資料（CADデータ等を含む電子データを含む。）を必要な時期に提供すること。

- (9) 受注者は、建築専門職以外の者でも理解しやすい協議資料等を作成し、発注者の求めに応じて協議等で説明支援を行うこと。
- (10) 主要構造部及び建築資材、設備方式等を決定する際は、イニシャルコスト、ランニングコスト、保守管理、更新時期等について、比較検討を行い資料等を発注者に提示し、承諾を得て進めること。
- (11) 受注者は、建設費が高騰している中において、より良い新病棟を目指すとともに、建設事業費の縮減を意識して業務に取り組むこと。物価の変動等により、当初想定していないコスト増が見込まれる場合には、コスト減となる代替方法の提案を行い、適切なコストマネジメントを行うこと。また、発注者からの指示により、適宜概算工事費を提示すること。
- (12) 受注者は、本業務を実施するにあたり、綿密なる現地調査を行い、事前に関係官庁、上下水道・電力・ガスの供給者及び水利権者等との打合せを行うとともに、建築（総合）、建築（構造）、電気設備、機械設備の調整を十分に行うこと。
- (13) 受注者は、病院各部署の要望を十分に反映させるため、詳細な条件について、ヒアリングを実施し、協議・調整を行うこと。なお、当該ヒアリングについては、受注者が主導的に行うものとする。
- (14) 整備手法について、実施設計施工一括方式の採用を予定しているが本業務の実施中に検討の上決定するものとする。

#### 1.5 基本設計についての留意事項

- (1) むつ総合病院再建事業再建基本計画の内容を十分に理解し、病院各部署や関係者などの意見を踏まえた設計とすること。
- (2) 新病棟完成及び既存不適格部分の既存廻り及び改修完了時に確認検査済証が交付され、新病棟が利用できる設計とすること。  
(東診療棟、西診療棟内部の地下1階～地上2階の一部改修工事及び既存病棟、別館Ⅰ、別館Ⅲ、感染病棟等の既存施設解体や駐車場整備等については、次期工事計画とするため、関係法令及び条例に留意すること。)
- (3) 隣接する金谷公園との一体性の確保および調和を図ることのできる設計とすること。
- (4) 病院の果たすべき役割については、病院本来の役割はもちろんのこと、周辺施設との連携などを意識した設計とすること。
- (5) 金谷公園からのアプローチとなるフロアレベルについては、利便性施設を整備し、賑わいのある公園との一体的な空間整備となるような設計とすること。
- (6) 金谷公園などに隣接し、患者や住民に開かれた病棟であることから、病棟施設の入退管理について、防犯に配慮した設計とすること。
- (7) 金谷公園は、今後においても整備が予定されていることから、関係部署と連携し整備計画の調整をすること。
- (8) 将来対応として、医療制度の改正や医療技術の進歩、入院需要や医療環境の変化などについての柔軟に対応できるよう、内部空間の間仕切り等を柔軟に変更しやすい構造とすること。
- (9) 診療報酬上の施設基準及び加算等について取得可能な施設を設計すること。
- (10) 災害拠点病院として、地震など大規模災害等が発生した場合においても、病院機能が継続可能な設計とすること。
- (11) 積雪、強風、防鳥、防虫、防鼠対策を十分考慮した設計とすること。
- (12) 適正な維持管理が容易にでき、将来の設備機器及び医療機器等の更新や改修について十分考慮した設計とすること。
- (13) 建設工事費の縮減を講じた設計とすること。

- (14) CO<sub>2</sub>削減等の環境対策や消費エネルギーを抑えるなど、地球環境に配慮した設計とすること。
- (15) 将来の経営負担を軽減するため、シンプルな建物形状、構造計画、省エネルギー設備の採用など、ライフサイクルコストの縮減に繋がる設計とすること。
- (16) 設備機器及び医療機器、什器備品等の設置について、調査職員や関連する部署と十分連携した設計とすること。

#### 1.6 その他

- (1) 本仕様書に定めのないもの、これによりがたい事項については、発注者と受注者の協議により決定する。
- (2) 会議体への参加は、業務に支障のない範囲で、WEB会議で開催することができる。
- (3) 受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受託した場合は、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。
- (4) 本業務は、令和7年12月8日「青森県東方沖地震」により多くの建物被害を受けたことで、早期に再建を目指す必要があることから、可能な限り業務完了が最短となるよう工程を組むこと。